

包括信用購入あっせん(3) —行政規制(上)—

消費生活相談員 のための 割賦販売法

池本 誠司 Ikemoto Seiji 弁護士

日本弁護士連合会消費者問題対策委員会幹事、内閣府消費者委員会委員、経済産業省産業構造審議会割賦販売小委員会委員、特定適格消費者団体埼玉消費者被害をなくす会理事長、国民生活センター客員講師、明治大学法科大学院非常勤講師など。著書に『割賦販売法（クレサラ叢書 解説編）』（共著、勁草書房、2011年）ほか。

包括クレジットに対する法規制の概要

割賦販売法（以下、割販法）では、クレジット取引の公正の確保、消費者が受ける損害の防止およびクレジットカード番号情報の適切な管理の観点から（割販法1条）、包括クレジット（包括信用購入あっせん）に対して、次の行政規制と民事規定を設けています。行政規制としては、①登録制②取引条件表示義務③支払能力調査義務④信用情報機関の利用⑤個人信用情報の保護⑥契約書面交付義務（以上、本号で解説）のほか⑦苦情の適切処理（伝達）義務⑧加盟店に対する調査・措置義務⑨加盟店情報交換制度（以上、第5回で解説）⑩カード番号情報のセキュリティ対策義務（第6回で解説）などがあります。民事規定としては⑪抗弁対抗規定⑫期限の利益喪失条項の制限⑬損害賠償額の制限（第7回で解説）などがあります。

このうち⑩以外は、個別クレジットにもほぼ共通の規制内容があります。また、2016年12月改正（2018年6月1日施行）により、①、③、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩に改正事項があります。

登録制と行政規制権限

包括クレジット会社には、割販法制定当初から、登録制度が規定されていました（割販法31条）。その趣旨は、クレジットカード取引の信頼性を確保するため、とりわけ販売業者が消費者のカード利用を受け入れて商品を販売した後、包括クレジット会社から確実に立替金の

支払いを受けられるよう、包括クレジット会社の財務基盤を確保することが目的でした。その後、取引適正化の規制が強化されたことに伴い、法令遵守体制の確保等が登録時の審査対象（登録拒否要件）に加えられました。

すなわち、包括クレジット会社の登録拒否要件（割販法33条の2）として、包括クレジット業務に関し不正または不誠実な行為をするおそれがあると認める相当の理由がある法人（同条1項9号、省令65条）、支払可能見込額調査、カード番号の適切管理、苦情の適切処理、法令遵守の社内規則等の体制が整備されていない法人（同条1項10号、省令66条）などが規定されています。事業活動の過程でこれらの体制が整備されていないことが判明したときは、業務改善命令（割販法33条の5）、登録取消事由（割販法34条の2）の対象となります。

2018年5月現在、登録包括クレジット会社は258社、登録個別クレジット会社は153社に上り、経済産業省の割販法のウェブサイトには登録業者の一覧表が公表されています。

2016年改正により、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者（アクワイアラー等）も割販法の適用対象となり（本連載第3回参照）、登録義務（割販法35条の17の2）と加盟店調査措置義務（割販法35条の17の8）が課されました。

アクワイアラー等の登録拒否要件（割販法35条の17の5）としては、包括クレジット会社と共通の規定のほか、カード加盟店契約の



締結に係る業務およびカード加盟店の調査の適確な実施に必要なものとして省令で定める体制が整備されていない法人（同条 1 項 8 号、省令 133 条の 3）が規定されています。

改正法の施行に伴い、新たにアクワイアラー等も登録対象ですので、経済産業省のウェブサイト公表されます。

取引条件表示義務

包括クレジット会社は、クレジットカードを消費者に交付するときまたはカード番号・記号を付与するとき、並びに包括クレジットの取引条件を広告するときは、取引条件に関して省令で定める事項を記載した書面を利用者に交付しなければならない（割販法 30 条）、と定めています。包括クレジット契約は、クレジット手数料が加算されて割高となり、解除等の契約条件が複雑であるなど、取引条件を明示する必要があるからです。取引条件表示書面の交付は、一般にカード会員規約というかたちでカード等とともに交付しています。消費者から事前に承諾を得た場合は、紙の書面に代えて、電磁的方法で提供することができます（割販法 30 条の 6 で第 4 条の 2 を準用）。

表示事項は、①支払期間、支払回数②手数料率（実質年率で表示）③支払総額の具体的算定例④極度額の定めがあるときはその金額⑤特約があるときはその内容、などです（割販法 30 条 1 項、省令 36 条、別表第一 1 号、2 号）。

なお、リボルビング払いの場合は、前記①が弁済時期、弁済金額の算定方法、前記③が弁済金額の具体的算定例になります（割販法 30 条 2 項、省令 37 条、別表第一 3 号）。

契約書面交付義務

クレジット契約は、支払総額、支払月額、支払回数、期限の利益喪失等の契約条件が複雑で、契約期間も長期に及ぶため、契約書面交付義務が定められています。

包括クレジット会社は、商品販売等の代金決

済につき包括クレジット契約を締結したとき、遅滞なく、契約書面の交付義務を負います。分割払いの契約書面には、支払総額、支払月額、支払回数、包括クレジット会社名・連絡先、販売業者名、抗弁対抗に関する事項など、を記載する必要があります（割販法 30 条の 2 の 3 第 3 項、省令 49 条）。実際には、利用明細書が送付されるとき、これらも記載されています。

リボルビング払いの場合は、支払総額や支払回数が確定できないので、契約時の書面には、購入商品の現金販売価格、弁済金の支払方法を記載し（割販法 30 条の 2 の 3 第 2 項、省令 51 条）、弁済金請求時の書面には、支払時期、支払金額・計算根拠を記載します（割販法 30 条の 2 の 3 第 3 項、省令 53 条）。

包括クレジットを利用して商品を販売した販売業者は、現金販売価格、商品引渡時期、販売業者名・住所等、商品名、数量、付帯役務などを記載した契約書面を交付する義務を負います。これは単なるレシートでは足りず、前記の記載事項を満たした明細書を交付しなければなりません。通常は「お客様控え」を交付します。2016 年改正に伴う省令改正により、記載事項のうち契約解除に関する事項や商品の引渡時期などの記載事項の一部が簡素化されました（割販法 30 条の 2 の 3 第 4 項、省令 54 条）。

割販法の書面交付義務は、これまでは消費者の事前の承諾があれば電子データで提供できるものとされていましたが、カード決済で販売業者が書面を交付することは手間がかかることから、2016 年改正に伴う省令改正により、販売業者については原則と例外を転換し、「情報提供義務」を負うものとして電子データの提供も許容し、消費者から書面交付を求められたときは書面を交付する義務（割販法 30 条の 2 の 3 第 5 項、省令 55 条の 2 で 54 条、55 条を準用）に変更されました。包括クレジット会社については変更がありません。

支払能力調査義務



包括クレジット会社は、クレジットカード等を発行しようとするときまたは極度額を増額しようとするときは、年収、預貯金、クレジット債務の支払状況、借入の状況、その他当該利用者の「包括支払可能見込額」の算定に必要な事項を調査する義務を負います（割販法 30 条の 2 第 1 項、省令 39・40 条）。調査結果に基づき、包括支払可能見込額を超える極度額のカード等の交付または極度額の増額は禁止されています（割販法 30 条の 2 の 2）。この規定は、クレジット過剰与信問題や多重債務問題を背景に、2008 年改正により導入されました。

調査事項と調査方法は次のとおりです。

< プラス計上額 >

a) 年収は必ず確認する事項で、自己申告その他適切な方法により行います（省令 40 条 2 項）。主として配偶者の収入により生計を維持している者は、家計管理を委ねられているのが通常であることを踏まえ、配偶者の同意を得ることなく、その年収を計上できるとされています。2016 年改正により、年収 103 万円以下であることを問わないとされましたが、あくまでも主として配偶者の収入により生計を維持している者に限られますから、共働き夫婦一般に配偶者の収入を無断で合算できるわけではありません。

b) 預貯金は、年収では与信困難な場合など必要がある場合に確認すればよい事項とされ、自己申告で足りる（省令 40 条 3 項）。

c) その他客観的に判断できる財産を加算することもできますが、居住用資産は算入できません（省令 40 条 6 項、割販法 30 条の 2 第 2 項）。

< マイナス計上額 >

d) クレジット債務の支払状況は、必ず調査する事項であり、自己申告額ではなく、指定信用情報機関を利用して年間支払額および支払状況を確認する義務があります（割販法 30 条の 2 第 3 項）。

e) 借入金債務は、自社の情報を確認することで足りる（省令 40 条 5 項）。借入金債務

の情報は指定信用情報機関の義務的登録情報にはないためです。住宅ローンは借入金債務額には含まず、次の生活維持費の中で考慮します。

f) 生活維持費は、総務省の標準生計費のデータを基礎にして、家族人数や持ち家の有無、家賃・ローン負担の有無等により、具体的な基準額を設定し、控除すべきものとしています（省令 45・46 条、別表第二）。ただし、消費者側が家族構成等の申告に抵抗感を示すことがあるため、2016 年改正により、消費者から申告が受けられない場合は最高額を控除する方法でもよいこととしました（省令 45 条 2 項）。

支払能力調査義務の適用除外として、極度額が 30 万円以下のカード等の発行は除外されません。ただし、指定信用情報機関の情報は必ず調査し、支払遅滞が生じている場合や包括クレジット債務額が自社で 50 万円、他社を含めて 100 万円を超える場合は、原則どおりの調査が必要とされています（省令 43 条 1 項 1 号）。ほかに、カード等の更新時や短期間の一時的増額などいくつかの適用除外があります（省令 41 条、43 条 1 項 2 号）。

こうして調査した包括支払可能見込額の 90% 相当額を超える極度額の包括クレジットカード等の発行や極度額の増額は禁止されています（割販法 30 条の 2 の 2）。経済産業大臣告示により 90% の割合としたのは、マンスリークリア払いが別枠で利用されていることを考慮したものです。



指定信用情報機関の利用義務

2008 年改正により、支払能力調査義務や過剰与信の禁止を定めるとともに、クレジット会社は指定信用情報機関に加盟して支払能力の調査に当たり指定信用情報機関の情報を調査すること（割販法 30 条の 2 第 3 項）、クレジットの与信をしたときや情報の変更があったときは遅滞なくその情報を登録すること（割販法 35 条の 3 の 56 第 2 項、第 3 項）などを義務づけました。



指定信用情報機関は、登録された信用情報を保管し、加盟クレジット会社がカード等の発行時や個別クレジット審査時に照会すると登録された信用情報を提供する（割販法 35 条の 3 の 47）というしくみの情報機関で、経済産業大臣の指定を受けた事業者です（割販法 35 条の 3 の 36）。現在は、株式会社シー・アイ・シー（CIC）が割販法による指定信用情報機関です。

Q 指定信用情報機関にはどのような情報が登録されているの？

A CICは、包括クレジット会社と個別クレジット会社が、支払能力調査義務を履行するために加盟しています。CICには、クレジット契約に関する次のような情報が登録されています。

①消費者の氏名・住所・生年月日等の個人識別情報②契約年月日③残高情報④1年間の支払予定額⑤支払遅滞の有無⑥個別クレジット契約で販売した商品名・数量など（割販法 35 条の 3 の 56、省令 118 条）。これらの情報を「基礎特定信用情報」と呼びます。

このうち、③残高情報は、毎月の支払いにより残高が減少すると変更登録が必要です。④1年間の支払予定額は、支払可能見込額を年間額で判定するために必要な情報です。⑤支払遅滞の有無は、いわゆる事故情報と呼ばれるものです。⑥個別クレジット契約の販売商品名と数量の登録は、過量販売（割販法 35 条の 3 の 12）を防止するための情報です。

CICには、基礎特定信用情報のほかに、消費者から個別クレジットの申込みを受けて調査する際に申込みに係る商品や数量、支払い拒絶の抗弁主張を受けた旨の情報なども登録されています（一般社団法人日本クレジット協会の自主規制規則参照）。

わが国には信用情報機関として、クレジット契約に関するCICのほかに、主に消費者金融業者が加盟する日本信用情報機構（JICC）と銀行・信用金庫等の金融機関が加盟する全国銀行個人情報センター（JBA）があります。これら3つの信用情報機関は、「CRIN（クリン）」というネットワークでつながっており、延滞事故情報は3機関で情報が共有されて

います。したがって、クレジット・ローンの支払遅滞や破産等の事故情報（異動情報）がどこか1つの信用情報機関に登録されると、すべてのクレジット・ローンの利用が制限されることとなります。

事故情報が登録されると、例えば携帯電話端末機の新規契約も制限される事態となります。これは、携帯電話会社が個別クレジット業者としてCICに加盟しており、消費者が携帯電話回線の契約とともに携帯電話端末機を販売店で分割払いで購入するとき、携帯電話会社が個人信用情報を調査したうえで個別クレジット契約を締結するしくみだからです。

延滞事故情報は、完済して5年間で削除されますが、延滞状態のまま放置すると、いつまでも事故情報が消えません。破産情報は、信用情報機関によっては5年～10年間残っていますので、その間はクレジット・ローンの利用などは困難です。

自分の個人信用情報の内容を確認したいときは、信用情報機関のウェブサイトに掲載されている信用情報開示申込書と手続きの案内にしたがって行えます。



個人信用情報の保護

クレジットに関する個人信用情報は、債務額や購入履歴など他人に知られたくない情報の典型ですから、クレジット会社は特に厳格な情報管理が求められます。また、個人信用情報機関に登録されている個人信用情報は、内容に誤りがあるとクレジットの利用ができず生活に支障が生じるおそれもあります。

そこで、包括クレジット会社は、クレジット業務に関して取得した消費者の個人情報の適正な取り扱い、クレジット業務を第三者に委託する場合の適正な遂行の義務（割販法 30 条の 5 の 2）を負います。具体的には、業務委託先に対し情報の漏えい等の防止措置（省令 56 条）、個人信用情報機関から取得した情報を支払能力調査以外に使用禁止（省令 57 条）、消費者の本籍や医療情報などセンシティブ情報の目的外利用の禁止（省令 58 条）などです。